

国民健康保険料 更正通知書の見方

697-0027
島根県浜田市
殿町1番地

11

浜田 一郎 様

①納付義務者

③年間保険料額
変更前・変更後

通知書番号
保険証番号

②被保険者番号

料を下記のとおり決定したので通知します。

浜田市長
三浦 大紀

公印

国民健康保険料 決定（更正）通知書

	更正前	更正後	増減
決定保険料	323,100 円	459,500 円	136,400 円

この通知書は、
算定しています。

時点の情報により

※ 賦課明細は次頁のとおり。

(単位：円)

普通徴収 期別納付額					
期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
第1期	各期の支払い期限が記載されています	32,400	32,400	32,400	0
第2期		32,300	32,300	32,300	0
第3期		32,300	49,700	0	49,700
第4期		32,300	49,300	0	49,300
第5期		32,300	49,300	0	49,300
第6期		32,300	49,300	0	49,300
第7期		32,300	49,300	0	49,300
第8期		32,300	49,300	0	49,300
第9期		32,300	49,300	0	49,300
第10期		32,300	49,300	0	49,300
随1期		0	0	0	0
特別徴収 月別納付額					
月別	引落日	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
4月		0	0	0	0
6月		0	0	0	0
8月		0	0	0	0
10月		0	0	0	0
12月		0	0	0	0
2月		0	0	0	0

④期別保険料額
変更前・変更後

⑤これまでに納付いた
ただいた額・これから
納付いただく額

異動年月日	届出年月日	更正理由	氏名
		住民税更正	
		社保離脱	

⑦変更理由

⑧変更対象者

※ 下記口座から振替させていただきます。

金融機関名	
口座登録された方は、 口座情報	
納組コード	
納付方法	
保険料納付方法等	
徴収方法	
納付義務者	
生年月日	
性別	
住所	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	

⑥納付方法

この通知書の決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、国民健康保険法の規定により島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に浜田市を被告として（浜田市長が被告の場合）の訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求があった日の翌日の続行により生ずる著しい損害を避けるたき、審査請求に対する裁決を経ないで処

(裏面) ↓

⑨保険料算出の内訳

とき、②処分、処分の執行又は手続き経ないことにつき正当な理由があるとす。

国民健康保険料 更正通知書の見方

国民健康保険料決定（更正）通知書には、変更前後の「年間保険料」「期別保険料額」「保険料算出の内訳」等が記載されています。

① 納付義務者

保険料の納付義務者である「世帯主」のお名前が記載されています。ただし、通知書の送付先を変更されている方は、変更後のお名前が記載されています。その場合は、⑦変更対象者欄をご覧ください、どの世帯分かをご確認ください。

② 被保険者証番号

窓口やお電話で、保険料等についてお問い合わせの際には、以下の内容をお伝えください。

「納付義務者氏名（必須）」及び「生年月日（必須）」

「被保険者証番号」

「連絡先の電話番号」

※ただし、お電話では個人情報（保険料額や所得、世帯の加入状況など）を含むお問い合わせにはお答えできません。ご理解いただきますようお願いいたします。

③ 年間保険料額 変更前・変更後

左に変更前、右に変更後の年間保険料額が記載されています。

④ 期別保険料額 変更前・変更後

普通徴収(口座振替含む)の方は上側、特別徴収の方は下側に金額が並んでいます。それぞれの項目の中で左に変更前の金額、右に変更後の金額が記載されています。

普通徴収…納付書や口座振替にて納付していただきます。

特別徴収…年金からの天引きにて納付していただきます。

（両方に記載されている場合）…1年の間に普通徴収と特別徴収が混在する方です。

⑤ これまでに納付いただいた額・これから納付いただく額

普通徴収(口座振替含む)の方は上側、特別徴収の方は下側に金額が並んでいます。それぞれの項目の中で左にこれまでに納めていただいた金額、右にこれから納付いただく金額が記載されています。

ただし、前月末時点で市で把握できている保険料納付情報をもとに作成していますので、直近で納められた金額が左の納めていただいた側に載っていない場合もあります。ご了承ください。

国民健康保険料 更正通知書の見方

⑥ 納付方法

上から振替口座情報、納付組織情報（浜田市には該当がありません）、特別徴収対象年金情報が記載されています。すべて空欄となっている場合は、納付書での納付となります。

⑦ 変更理由

保険料が変更になった理由が記載されています。

世帯内で**国保加入**や**離脱**があった場合や、**所得金額の更正**が行われた場合が該当します。

⑧ 変更対象者

世帯内のどなたが変更理由の対象となっているかを記載しています。ただし、同時に複数の方が同じ理由で対象となっている場合には、「〇〇 〇〇 他 2 名」など、すべての方の記載を省略させていただくことがあります。

⑨ 保険料の算出内訳

保険料は世帯単位で算出します。左に変更前の金額、中央に変更後の金額、右に増減額が記載されています。

上から「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護分」、「子ども分」の内訳を記載しています。「介護分」は 40 歳以上 65 歳未満の方のみ算出し記載しています。

軽減がある世帯は軽減額が記載されています。

年度の途中で被保険者の増減があったような場合には、所得割基礎額や被保険者数は前後で変更がない表記になっております。この場合は、「増減調整額」欄に変更後の保険料額の増減が一括して表示されますので、ご了承ください。

⑩ その他

今年 75 歳になり、後期高齢者医療制度に該当（国保から離脱）する方は、あらかじめ 75 歳到達月の前月までの月割りで計算しています。

今年 40 歳になり、介護保険の第 2 号被保険者に該当する方には、40 歳到達月時点で介護分を含んだ保険料を計算し、再度通知します。

⑪ 国民健康保険用語の説明

擬制世帯主…世帯員に国保加入者がいる世帯で、自身は社会保険や後期高齢者医療など国保以外の保険に加入している世帯主です。

特定同一世帯所属者…国保から後期高齢者医療へ移行した方です。

擬制世帯主、特定同一世帯所属者は、国保加入者ではないため所得割額の算定には含みませんが、**軽減判定所得の算定には含みます**。

特定同一世帯所属者が引き続き所属する世帯で、現在国保に加入している被保険者が 1 人である世帯は、平等割の軽減が受けられます。（申請の必要はありません。）